

一般廃棄物処理手数料に係るインボイス制度への対応について

令和5年10月1日より、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されます。
このことについて、当組合の一般廃棄物（ごみ・し尿）処理手数料においては、以下のとおり対応いたします。

なお、当組合の登録番号は、「T5000020048691」となります。

○し尿汲み取り券代金

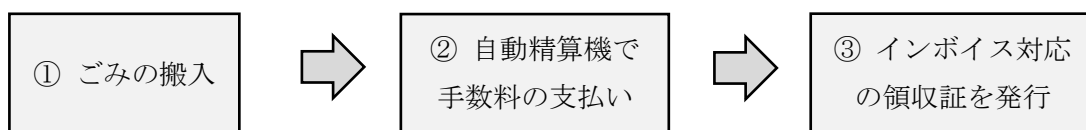
し尿の汲み取りを行う際、し尿汲取券の受け取りに伴って、インボイス制度に対応した「汲取券受領書」を発行します。



○ごみ処理手数料

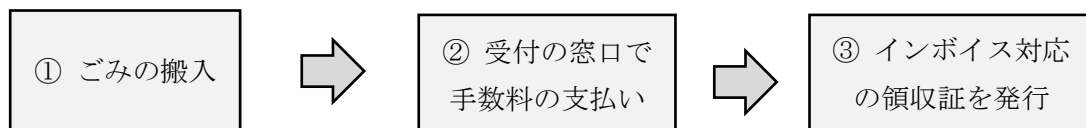
①岩沼東部環境センター

ごみの直接搬入時に、手数料を支払うと自動精算機からインボイス制度に対応した計量票兼領収証を発行します。



②亘理清掃センター

ごみの直接搬入時、受付にてインボイス制度に対応した計量票兼領収証を発行します。



問い合わせ先：亘理名取共立衛生処理組合 総務課（0223-22-1717）